

令和6年度埼玉県省エネナビゲーター事業等運營業務委託
公募プロポーザル実施要領

令和6年4月5日

1 目的

2050年カーボンニュートラル実現に向け、中小企業等が取り組みやすい運用改善・設備投資による省エネルギー対策を促進するため、省エネナビゲーター事業等運營業務を委託することとし、公募プロポーザル方式にて委託先を決定するため、参加者を募集する。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 令和6年度埼玉県省エネナビゲーター事業等運營業務委託
- (2) 実施主体 埼玉県
- (3) 履行期限 令和7年3月17日(月)
- (4) 委託業務内容 別添「令和6年度埼玉県省エネナビゲーター事業等運營業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。
- (5) 委託予定額 10,046,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。
うち、5,975,000円は省エネナビゲーターに支払う謝金とし、実績に応じ清算する。

3 スケジュール

- (1) 公告日 令和6年4月5日(金)
- (2) 質問事項の受付期間 令和6年4月5日(金)～4月12日(金)17:00まで
- (3) 企画提案書受付期間 令和6年4月19日(金)～4月25日(水)17:00まで
 - ①参加申込連絡期限 令和6年4月22日(月)17:00
 - ②企画提案書提出期限 令和6年4月25日(木)17:00
- (4) 審査期間 令和6年5月上旬まで
(審査委員会は5月8日(水)に実施予定。ただし、審査委員の都合等により変更の可能性もある。)
- (5) 審査結果通知 令和6年5月中旬

4 参加資格

- (1) 次のアからキに該当する者であること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
 - イ 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
 - ウ 本業務の募集開始日から企画提案書の提出時までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

- エ 本業務の募集開始日から契約相手方の決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- オ 民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は破産法の規定に基づく破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- カ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (2) 上記(1)を満たす者との共同提案も認めるが、この場合は、代表者を定めた上で企画提案競技に参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。また、県との契約後、当該代表者と代表者以外の構成員で再委託契約を結ぶこととする。再委託については、別途委託契約書に定める県の事前承認が必要となる。
- 共同提案する場合、代表者以外の構成員についても、「6 企画提案書の提出」の(2)ウからカに定める参加資格の確認に必要な書類を提出するものとする。

5 質疑応答の方法

この募集要領に関する質疑は、電子メールに下記の質問書を添付して送付すること。なお、件名は「(企業名・提出日) 埼玉県省エネナビゲーター事業等運營業務委託に関する質問」とすること。

(1) 提出書類

業務委託公募質問書（様式1）

(2) 受付期間

令和6年4月5日（金）～4月12日（金）17:00 まで

(3) 提出先

埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

E-mail : a3030-04@pref.saitama.lg.jp

(4) 回答方法

質疑応答については、4月17日（水）17:00 までに温暖化対策課のホームページにおいて、企業名等を伏せて掲載する。

温暖化対策課の URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0502/index.html>

6 企画提案書の提出

(1) 受付期間及び提出方法

ア 受付期間 令和6年4月19日（金）～4月25日（木）17:00 まで

イ 提出方法 県が指定するファイル送受信システムによるデータ提出とする。

① 参加申込

期 限 : 令和6年4月22日（月）17:00

送信先：埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

E-mail：a3030-04@pref.saitama.lg.jp

メールに記載する内容：

タイトルを「(企業名)埼玉県省エネナビゲーター事業等運營業務企画提案書提出希望」とし、本文に企業名、担当者名、担当者連絡先(電話番号及びメールアドレス)を記載し送信すること。メールを確認後、担当者連絡先メールアドレス宛てに温暖化対策課からファイル送受信システムを送信するので、それにより②企画提案書提出を行うこと。

② 企画提案書提出

期限：令和6年4月25日(木)17:00

提出方法：①により温暖化対策課から送信されたファイル送受信システムに電子ファイルを添付して送信すること。

(2) 提出書類

電子ファイルの形式は、ワード、エクセル、パワーポイント及びPDFのいずれかとする。この他の形式を希望する場合は事前に温暖化対策課の了承を得ること。

ウ〜カについては、スキャンしてPDF化したものを電子ファイルとして送付するか、書面を持参又は郵送により「12 担当窓口」宛て提出すること(令和6年4月25日(木)17:00必着)。なお、持参の場合、令和6年4月19日(金)～4月25日(木)(土日休日を除く)の9:00～12:00、13:00～17:00に提出すること。

ア 業務企画提案書(様式2)

イ 委託料の見積書

(ア)「2(5)委託予定額」に掲げる上限の範囲内で作成すること。(様式任意、押印不要)

(イ)経費の内訳表を作成すること。

(ウ)再委託をする場合は、再委託先、再委託内容、金額を明記すること。なお、再委託先の金額が受注者の金額(再委託先の金額を除く)を上回らないこと。

ウ 登記事項証明書(提案日前3か月以内に発行されたもの)

エ 最新決算年度の事業報告書

オ 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税(県内に事業所がある場合)並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

カ 貸借対照表・損益計算書・利益処分計算書及び附属明細書(直近3期)

(3) 企画提案の内容

企画提案書の様式は任意とするが、委託仕様書に基づいて、A4判に印刷可能なサイズで作成し、次の事項を記載すること。

ア 企画提案の理念と基本方針

イ 仕様書の各項目に沿った業務の実施内容、方法

※特に次の事項については具体的に記載すること。

・省エネ診断75件の目標件数の達成に向けた企画

(省エネ診断件数の増加、診断期間の短縮に向けた具体的な手法、相談窓口の設置・簡易診断対応等)

- ・省エネナビゲーターの確保、育成の企画
(ナビゲーターの新規確保と現ナビゲーターの資質向上のための研修会の具体的な内容等)
- ・中小企業等の省エネルギー対策に資する情報発信の企画
(中小企業等の取組を促進する事例発表会や情報発信の具体的な内容等)

ウ 業務実施スケジュール

エ 業務実施体制

オ その他、必要と思われる事項

7 審査方法等

(1) 審査方法

委託先候補者の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者が、県が設置する「令和6年度埼玉県省エネナビゲーター事業等運營業務審査委員会」（以下「審査委員会」という。）においてプレゼンテーションを行い、審査委員会が提案内容を総合的に評価し、評価が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。

ただし、応募者多数の場合には事務局が書類で1次審査を行い、1次審査を通過した者（3者程度）だけがプレゼンテーションを行うものとする。

なお、企画提案書を提出した者が1者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

(2) 審査基準

事業提案を審査する基準は次のとおりとする。

| 審査項目 | 審査内容 | | 配点 |
|--------|---|---|----|
| 基本方針 | ア 業務の目的と期待する効果を理解し、その実現に有効なコンセプト、構成になっているか。 | | 10 |
| 業務実施内容 | 省エネナビゲーター事業の実施 | ア 省エネ診断やそのメリットを幅広く周知するなど、省エネ診断件数を増加させる具体的な手法の提案があるか。 イ 省エネ診断の円滑な実施や診断期間の短縮に向け、事業を滞りなく迅速に運営できる企画内容となっているか。 ウ 相談窓口の設置や簡易診断の実施は、中小企業等にとって分かりやすく申込みしやすい提案となっているか。 | 15 |
| | 省エネナビゲーター事業の活動支援 | ア 省エネナビゲーターを適切にサポートでき、資質向上に繋がる研修会の企画提案となっているか。 イ 新規ナビゲーターを確実に掘り起こすため、受託者のネットワークの活用や新たな勧誘分野を開拓など、周知・働きかけの具体 | 15 |

| | | | |
|------------|---|---|----|
| | | 的な提案はあるか。 ウ 省エネ診断の内容を熟知し、国の省エネ診断との連携や県の制度ならではの提案はあるか。 | |
| | 省エネ診断モデル事例等の発信 | ア 省エネ診断の取組が中小企業等に波及する魅力的な事例発表会の企画内容となっているか。 イ モデル事例や最新情報を収集し、より多くの中小企業等が閲覧し省エネルギー対策に自発的に取り組む効果的な情報発信の企画提案がなされているか。 | 10 |
| | 自由提案 | ア 追加提案は本業務を実施する上で効果的な内容か。 | 10 |
| 業務実施スケジュール | ア 業務全体の具体的なスケジュールが記載されており、効率的かつ効果的に事業の実施ができるような工夫がなされているか。 | | 10 |
| 業務実施体制 | ア 業務を円滑に行う人員・技術を有しているか。 イ カーボンニュートラルや省エネに関する知見を有する者を配しているか。 ウ 個人情報、法人情報の管理体制は適切か。 エ 県及び連携団体との連絡体制及び連絡手段、事故があった場合等の危機管理対応等は十分か。 | | 20 |
| 見積価格 | ア 本業務に関する経費が適切に計上され、かつ過不足なく積算されているか。 | | 10 |

8 委託先候補者の決定

審査委員会による企画提案書の審査結果を参考に、委託先候補者を決定する。審査結果は応募者に対し書面により通知する。

9 契約方法

提案された企画内容を元に、委託先候補者と県の間で業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約により契約を締結する。

歳入歳出予算の当該金額に減額や執行可能時期の遅れ等があったとき等、緊急等やむを得ない場合は、企画提案競技の停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において 当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

10 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載をした場合

イ 「4 参加資格」に該当しないことが確認された場合

11 留意事項

(1) 提案書類に係る著作権の取扱い

ア 提案書類に係る著作権は応募者に帰属し、県は本業務遂行に当たってのみ提案書類に記載されたデータを使用できるものとする。なお、提案書類及び電子ファイルは返却しない。

イ 落選した応募者の提案書類および提案に記載されたデータ等は非公開とする。

(2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 複数の提案の禁止

応募は1事業者あたり1点とし、複数の提案書の提出は行うことができない。

12 担当窓口（事務局）

埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

〒330-3901 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

E-mail : a3030-04@pref.saitama.lg.jp

電話 048-830-3021 F A X 048-830-4777